



告示

昭和二十三年五月二十日

外 木 曜 日

本署ノハキサハ決定規則A列5

鳥取取告示第二百三十九號

農林省令第八十一號蔬菜及び漬物配給規則第三條第四項の規定に基き當該指定消費地域の小賣業者を次の通り登録した

昭和二十三年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種類別 消費地名 登録番號 住所 氏名

蔬菜	境町	蔬小二〇三號	東本町七八	池田 忠夫
		同二〇四號	相生町四四	早瀬 淨
		同二〇五號	同	菅田 鶴子
		同二〇六號	中町	西岡 茂十
		同二〇七號	同	黒見 正三
		同二〇八號	末廣町	梅谷 昌一

同二〇九號	同	門永仙三郎
同二一〇號	同	渡邊千代子
同二一一號	本町	田口 龜治
同二一二號	同	長谷川三太郎
同二一三號	同	手島 賞
同二一四號	同	柳樂 源七
同二一五號	松ヶ板町	手島トヲノ
同二一六號	大正町	池淵 敏得

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日=當九) 時(翌日)

昭和二十三年五月二十日 外

(昭和四年四月十五日) 第三兩郵務總局

規 則

◇鳥取縣規則第三十四號

左に掲げる縣令はこれを廢止する。

昭和二十三年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十月鳥取縣令第七十九號銃砲等所持禁止令施行細則

附 則

この規則は昭和二十三年三月七日から、これを適用する。

公 安 告 示

◇鳥取縣公安委員會告示第二號

銃砲等所持禁止令施行細則を次の様に定める。

昭和二十三年五月二十日

昭和二十三年五月二十日

外 木 曜 日

鳥 取 縣 公 安 委 員 會

銃砲等所持禁止令施行細則

第一條 銃砲等所持禁止令（以下令という）及び同令施行規則（以下規則という）又はこの細則の規定により

鳥取縣公安委員會に提出する願届書類はすべて當該銃砲等の所在地の所轄警察署を経由しなければならない。

第二條 令第一條第一項各號の一に該當するものについて所持の許可を受けようとするものは、その願書に規則第二條第一項に定める事項の外左の事項を附記し讓渡人と連署を以つて願出なければならない。

一、銃砲にあつてはその番號、口径及び型

二、刀劍類にあつてはその製作者名、拵及び刃渡

三、相續又は遺贈の場合にあつては前所持者の住所氏名及び本人との關係

四、許可後の所在地

00131

第三條 規則第四條に該當する事實があつたときは、左

- 一の事項を記載した書面を以つて届出なければならぬ。
- 一、本籍、住居、氏名（法人にあつてはその名稱、主たる事務所所在地及代表者の住所氏名、管理人を定めたときはその管理人に同じ）及び生年月日
- 二、銃砲等を喪失したり盗み取られたり又はその所在が不明になつたときはその事實を知つた年月日時及びその状況の詳細
- 三、許可證を亡失したときはその亡失したと認められる年月日及び場所

- 四、本籍、住所又は氏名に異動があつたときは新舊の本籍、住所又は氏名の外その異動のあつた年月日
- 五、銃砲等の所在地に異動があつたときは新舊の所在地及びその異動のあつた年月日

第四條 規則第五條による届出は次の事項を記載した書面に許可證を添えて事實發生の日から十日以内に届け出て指示を受けなければならぬ。

(一) 住所、氏名（法人にあつては名稱、主たる事務所

々在地、代表者の住所氏名）及び生年月日

(二) 許可事由の消滅又は廢業しようとする事由の概要前項の届出に對しては書面又は口頭にてその措置を指示する。

第五條 銃砲等の修理外装又は研磨の業を營まんとする者は、左の事項を記載した書面を鳥取縣公安委員會に届出なければならぬ。

- 一、本籍、住所、職業、氏名（法人にあつては名稱、主たる事務所所在地、代表者の住所、氏名）及び生年月日
- 二、營業の種類
- 三、營業の場所

第六條 前條の營業を營む者が營業についてこれらの委託を受けようとするときは、當該銃砲等の所持許可證をその委託物件と共に預つて置かねばならぬ。

第七條 許可を受けて銃砲等を所持する者又は前條の營業者は、警察官吏からその銃砲等若しくはその許可證の提示を求められたときはこれを拒むことが出来ない。

00132

第八條 銃砲等は職務の爲又は其當の事由ある場合の外

運搬又は携帯してはならぬ。

銃砲等を携帯するときは所持許可證を提帶しなければならぬ。

第九條 銃砲等の所持許可證はこれを他人に貸與してはならぬ。

附 則

この細則は警察法施行の日からこれを適用する。